

座間市電気自動車等用充電器設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会を実現するため、市内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の充電が可能な充電器の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載されたリチウムイオン蓄電池によって駆動され、電動機を原動機とする内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。次号において同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 充電器 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 急速充電器 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - イ 普通充電器 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (4) 事業者 市内に事務所、事業所又は駐車場を有する法人又は個人事業者をいう。
- (5) マンション等 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され各区画がそれぞれ独立して住居に供される集合住宅をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 急速充電器設置事業 市内に急速充電器を設置する事業
- (2) 普通充電器設置事業 市内に普通充電器を設置する事業

2 補助要件、補助対象経費、補助額及び補助上限基数は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 事業者

イ 市内にあるマンション等の管理組合法人又は管理組合の代表者

ウ その他市長が認める者

(2) 市税（延滞金を含む。）を滞納していない者

(3) 補助金が交付された充電器の位置情報及び利用対象者の範囲を市ホームページ等に掲載することに同意する者

（交付の要望）

第5条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車等用充電器設置補助金交付申請書（第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて、充電器の設置工事をする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を電気自動車等用充電器設置補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ電気自動車等用充電器設置補助事業変更・中止・廃止申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を電気自動車等用充電器設置補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（第6号様式）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日又は市の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内に電気自動車等用充電器設置補助事業実績報告書（第7号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査

及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、電気自動車等用充電器設置補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、電気自動車等用充電器設置補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、速やかに補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この告示又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、5年とする。

2 補助事業者は、規則第24条の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、電気自動車等用充電器処分承認申請書（第10号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 規則第24条の規定に反して財産を処分した場合は、前条の規定により当該補助金のうち充電器の使用月数を基に算出した金額を返納しなければならない。

（処分の承認の決定）

第15条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を電気自動車等用充電器処分承認（不承認）通知書（第11号様式）により補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得する財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。

（調査）

第17条 申請者は、市長がデータの提供その他の協力を要請するときは、これに協力するものとする。

(手続代行者)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続について、業者等に委任することができる。

(実施細目)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

(座間市電気自動車急速充電器設置補助金交付要綱の廃止)

2 座間市電気自動車急速充電器設置補助金交付要綱（平成24年座間市告示第127号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

急速充電器設置事業	補助要件	次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 (1) 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）が定める充電インフラ補助金の対象となる急速充電器であること。 (2) 新品であること。 (3) 充電するに当たり、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は、この限りでない。
	補助対象経費	急速充電器の購入及び設置費
	補助額	1基20万円
	補助上限基数	1施設等につき1基まで
普通充電器設置事業	補助要件	次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 (1) N e Vが定める充電インフラ補助金の対象となる普通充電器であること。 (2) 新品であること。 (3) 充電するに当たり、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は、この限りでない。
	補助対象経費	普通充電器の購入及び設置費
	補助額	1基につき2万円
	補助上限基数	1施設等につき5基まで

別表第2（第6条関係）

交付申請時に必要な添付書類
(1) 次に掲げる者ごとにそれぞれ定める書類 ア 事業者 市内に事務所、事業所又は駐車場を有することを証する書類の写し イ マンション等の管理組合 次に掲げる書類 （ア） 市内に所在するマンション等であることを証する書類の写し （イ） マンション等の管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し （ウ） 充電器の設置について住民総会での決議又は理事会での合意がされていることを証する書類の写し （エ） 代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、個人番号カード、旅券等）の写し ※ 顔写真のない健康保険証等については、2点以上提出すること。 ウ その他市長が認める者 市長が必要と認める書類
(2) 見積書（充電器の購入及び設置に要する費用が確認できるもの。内訳を含む。）の写し
(3) 充電器の型式、規格等が確認できる仕様書、カタログ等
(4) 設置予定場所の位置図及び配置図
(5) 要部写真（充電スペースの全景、充電器本体の設置予定場所が確認できるもの）
(6) 市税納付状況確認同意書（第2号様式）
(7) 収支予算書（第3号様式）
(8) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第9条関係）

実績報告時に必要な添付書類
(1) 充電器の購入及び設置工事費用の支払を証する領収書の写し
(2) 充電器の保証書（メーカー名、型式、製造番号、保証期間等が確認できるもの）の写し
(3) 設置場所の位置図及び配置図
(4) 要部写真（充電スペースの全景、充電器本体の設置場所及び充電器の銘板（メーカー名、型式及び製造番号）が確認できるもの）
(5) その他市長が必要と認める書類